

体験

今年も「一日課長の日」を開催
役場の課長職13人を募集中

問

総務課総務係

☎282-1111

役場の課長職業務が体験できる「一日課長の日」を開催します。行政の仕事を身近に感じてもらうことを目的に、今年で5回目を迎えます。町民の皆さんの視点から意見をいただき、町政に反映させることが狙いです。今年度は、男女共同参画社会の推進と共創のまちを目指して、男性参加者も募集しています。すでに参加した人、初めて参加したい人、御船に住所のある20歳以上の男女であればなたでも可能です。

- ▼期日 11月24日(木)
▼内容 ①辞令交付式／9時②業務体験／9時30分③昼食と町長室を自由開放／12時④意見交換会と学校施設見学など／13時⑤三役と各課長との懇談会／16時⑥終業／17時15分
▼定員 13人
▼期限 10月28日(金)
▼申し込み 電話で直接お申し込みください。定員になり次第締め切ります。



総務課総務係
藤川 陽子 主査

平成19年度からスタートした「一日課長の日」は、他市町村にはない御船町オリジナルの取り組みです。今年度は、男女問わずに参加者を募集しています。日頃は外側からしか見ることのない役場の仕事を、内側から町民目線でチェックして、職員が気付かなかった事務改善の意見をお聞かせください。部署は、総務、企画財政、建設、福祉、税務、議会など12課1局があります。希望に応じながら、13人限定での参加をお待ちしています。

御船オリジナルの取り組み
町民目線で役場をチェック

治安

暴力団排除条例を制定
反社会的団体に屈しない町

問

総務課地域・防災係

☎282-1111

9月議会で、「御船町暴力団排除条例」が可決されました。この条例は、町から暴力団を排除するための基本理念、施策、推進体制などを定めて、町民の安全な生活を確保することが目的です。生活や社会経済に悪影響を及ぼす反社会的団体の暴力団に屈しないルールといえます。

まず基本理念には、町、町民、県暴力追放運動推進センターが連携して、暴力団を排除するとしています。そのために町は、暴力団排除の総合

的支援として▼推進体制の整備▼情報提供や助言▼広報や啓発活動▼公共施設使用の不承認▼中高生への教育などを行います。また町民の役割には、暴力団員の不当行為による被害や暴力団活動の実態があった場合には、町へ情報提供するよう位置づけられています。条例は、11月1日から開始されます。町では、すべての町民が安全で安心して暮らせる生活環境づくりを目指します。



総務課地域・防災係
松下 信一 係長

不測の事態に備え条例整備
県や警察と連携した対応策

本町では暴力団活動の実態は現在のところ報告されていません。しかし、県全体となると暴力団活動が報告されています。今後、本町でも暴力団活動が発生しない可能性は不透明と考えられます。そうした不測の事態に備えて、条例を整備しました。万が一、暴力団活動の実態がありましたら、町へ情報をお寄せください。県や警察と連携を図りながら、暴力団排除の対応を行います。町民の皆さんが安全に安心して生活していただくために。

手当

10月から子ども手当の支給改正
通知が届いたら申請手続き

問

福祉課児童福祉係

☎282-11346

10月から、子ども手当の対象者と支給額が変わります。引き続き子ども手当を受け取るためには、支給対象の審査が必要です。対象者には通知を送っていますので、申請手続きを行ってください。

今回の子ども手当改正は特別な

子ども手当の変更点

区分	平成23年9月まで	平成23年10月から
対象者と 支給月額 (一人あたり)	中学校修了前まで 13000円	①0～3歳未満 15000円
		②3歳～小学校修了前 10000円
		③中学生 10000円

※②3歳～小学校修了前までの第3子以降は15000円

- 措置で、平成24年度からの新給付制度へ移行を図るためのものです。
▼対象 0歳～中学校を卒業するまでの子ども
▼資格 日本国内に住所があり、支給対象の子どもを養育している人
▼申請方法 子どもを養育している父母や生計同一の人などが福祉課児童福祉係での申請手続きが必要です。必要なものは▽請求者の健康被保険者証の写し▽通帳▽印かんーをお持ちください。
▼支給方法 2月と6月に指定口座へ振り込みます。10月分～1月分は平成24年2月に、2月分～3月分は同年6月に支給されます。
▼出生・転入の場合
出生の時は出生日、転入の時は転出予定日から15日以内に申請(認定請求または額改定請求)を行ってください。
▼公務員の場合
勤務先での手続きとなります。
▼申請期限 平成24年3月31日(土)

評価

冷蔵倉庫の評価基準が見直し
冷蔵倉庫の減価を短縮計算

問

税務課課税係

☎282-11114

平成24年度から、固定資産評価基準が改正されます。見直しとなるのは、冷蔵倉庫の計算方法です。固定資産評価基準とは、国が示す建物の評点で、壁、床、屋根などが材質ごとに点数化されています。現在、冷蔵倉庫は一般倉庫と見なして固定資産税を計算していますが、平成24年度からは、冷蔵倉庫での計算方法に変わります。冷蔵倉庫は、一般倉庫に比べて建物の劣化が早いことから、減価年数が短縮されます

- ので、固定資産税が軽減されます。対象となる倉庫には要件があるほか、職員が現地調査を行います。詳しい内容は電話でお尋ねください。
▼対象の倉庫
▽非木造の倉庫▽建物が冷蔵倉庫で面積50㎡以上▽保管温度が常時10度以下の倉庫 ※プレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫は対象外
▼非木造の種類
▽鉄筋コンクリート造▽ブロック造▽鉄骨造▽軽量鉄骨造

冷蔵倉庫を所有する人は
電話連絡後に現地を調査



税務課課税係
前川 俊司 主事

固定資産税は、土地や建物などを1月1日現在で所有している人や法人に対して税金を計算します。今回は、冷蔵倉庫の見直しが対象です。4月に郵送してある固定資産税課税明細書で内容をご確認ください。冷蔵倉庫を所有する人は電話連絡をいただくと、現地調査を行います。対象の冷蔵倉庫と認められた場合には、平成24年度固定資産税から変更となります。電話連絡は課税基準日の関係がありますので、12月末日までをお願いします。